

4、丙が、入職日より6カ月未満の期限内に甲を自己都合により退職した場合、

又は丙の責に基づく事由により解雇された場合(法的に正当な理由が認められる解雇に限る。)は、乙は甲に対し、紹介料のうち、丙の勤続月数に応じた下記の割合に相当する金額を、甲が指定する下記の銀行口座に現金で振り込む方法により返還するものとする。(振込手数料は乙の負担とする。)また甲は、丙の退職から1カ月以内に退職した旨を乙に伝えるものとし、丙の退職から1カ月を超えた後に乙が連絡を受けたものに関しては返金しないものと

勤続月数	返還する紹介料の割合(%)
1 週間未満	1 0 0
1 週間以上 1 カ月未満	5 0
1 カ月以上 3 カ月未満	3 0
3 カ月以上 6 カ月未満	1 0
6 カ月以上	0

< 紹介料返還先口座 >

【金融機関】	銀行	支店
【預金種別】	普通・当座	
【口座番号】		
【口座名義】		

5、丙が入社日の前日までに、丙の自己都合による入社辞退、もしくは丙の責による採用取り消しが発生し、乙がすでに紹介料を受領していた場合、乙は紹介料の全額を甲に返還するものとする。

6、乙は、前項の返還金を、甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。
(振込手数料は乙の負担とする。)